

茨城県統計報告調整協議会の動き

先に昭和27年5月に制定された統計調整法に基き、県においては昭和28年7月15日に統計報告調整協議会規程を定め同協議会を設置したのである。協議会としてはややもすれば県行政機構内において分散的かつ独善的な傾向に陥り易い調査統計事務の連絡調整を図るために、いろいろ努力してきたが今回役員も殆ど改選され各部課との連携を益々緊密にしてその運営の適正化を期している尚協議会役員名及び統計届出一覧は下記のとおり。

統計報告調整協議会委員名簿

(順序不同)

会長 (総務部長) 木村 凡 夫
 委員 (公聴課長) 杉田 祐 良

// (総務課長) // (文書課長) // (調査課長) // (地方課長) // (社会課長) // (医務課長) // (振興課長) // (農政課長) // (農地課長) // (漁政課長) // (監理課長) 幹事 (調査課事務吏員) // (") // (")	村 上 喬 藤 木 勝 柏 原 誠 高 木 不 二 夫 小 林 正 次 男 岡 俊 郎 軍 司 直 次 郎 家 野 耕 三 郎 河 小 林 考 寿 郎 平 野 逸 郎 山 中 平 守 行 夫 大 録 義 武 中 島
---	---

茨城県統計報告調整協議会規程に基く統計届出一覧表

番号	届出月日	統計の名称	経由機関	統計届出者	申告者	備考
1	28. 8. 25	昭和28年産米推定収穫高調査	市町村役場	調査課長	抽出121市町村長	
2	28. 9. 7	細菌その他検査月報	—	予防課長	細菌検定所長	
3	"	防疫月報	—	"	"	
4	28. 9. 15	農山村住宅特性査調	地方事務所	建築課長	抽出5調査区の各10戸の直接調査	
5	28. 9. 18	牛乳生産費調査	家畜保健衛生所	畜産課長	抽出20農家の経営主	
6	28. 9. 26	水戸佐原線(仮称)鉄道建設計画の経済効果検討のための調査	市町村役場	総合開発課長	7町40村の町村長に委託	
7	28.10. 6	救農対策緊急実態調査	"	調査課長	全農家、農業体の経営主	
8	28.10. 26	農業労働能率増進に関する調査	—	農務課長	抽出8地帯に対する直接調査	
9	28.10. 27	昭和28年昼間人口調査	市町村役場	調査課長	世帯主又は本人	
10	28.11.10	県内事業場賃金調査	労政事務所	労政課長	指定5事業主	
11	"	小売物価調査	"	"	労政事務所のききとり調査	
12	"	工業製造品の輸出調査	市町村役場	調査課長	調査員により他計調査	
13	28.11.30	母子世帯実態調査	—	児童課長	—	予算削減による中止
14	28.12.18	昭和28年農業基本調査	市町村役場	調査課長	農家農業企業体の経営主	
15	29. 1. 25	赤痢流行実態調査	保健所	予防課長	保健所長	
16	29. 2. 11	赤痢患者病後排便状況調査	"	"	"	
17	29. 6. 17	昭和29年農林水産業表式調査	市町村役場	調査課長	農家農業企業体の経営主	
18	29. 6. 21	昭和29年夏期基本調査	市町村役場	"	"	

茨城県統計報告調製協議会規程に基づく統計通報一覧表

番号	届年 月日	統計通報の名称	經由機関	統計者 通報者	申告者
1	28. 8. 1	国民栄養調査	保健所	公衛生課長	無作為抽出による抽出主担当
2	28. 8. 3	食品衛生月報食肉生産量その他	〃	〃	全食品関係営業所長
3	28. 7.29	小作地等所有状況調査	市町村農業委員会	農地課長	小作地を含めた全農地の所有主
4	28. 9. 2	赤痢実態調査	保健所	予防課長	抽出による調査区内居住赤痢患者
5	28. 8. 1	病院月報	〃	医務課長	全病院長
6	〃	薬事工業生産動態	〃	業務課長	全薬事業所の経営主
7	28. 9. 7	医療費公費負担事業費実績報告	〃	予防課長	社会保険診療報酬支払基金保健所 所長知事
8	〃	性病治療実施成績月報	〃	〃	性病診療所にて治療を受けた者
9	〃	性病関係資料月報	〃	〃	保健所長
10	〃	トラコーマ予防事業実施成績	〃	〃	被予防事業実施者
11	〃	寄生虫病予防事業実施成績	〃	〃	〃
12	〃	らい予防事業成績及救護月報	〃	〃	届出られた患者
13	〃	精神衛生関係資料月報	〃	〃	全精神障害者
14	〃	精神病院及代用病院月報	〃	〃	精神病院入退院患者
15	28. 9. 7	人口動態調査	市町村	〃	戸籍法による届出られた出生死亡 婚姻離婚又は死亡した者
16	〃	性病精密統計	保健所	〃	届出られた性病者
17	〃	食中毒精密統計	〃	〃	届出られた患者
18	〃	伝染病簡速統計	医師	〃	法定伝染病、届出伝染病患者
19	〃	結核簡速統計	〃	〃	届出られた患者
20	〃	食中毒簡速統計	〃	〃	〃
21	〃	法定伝染病精密統計	保険所	〃	〃
22	〃	結核精密統計	〃	〃	〃
23	〃	優生手術月報及年報	〃	〃	〃
24	〃	人口妊娠中絶月報	〃	〃	〃
25	〃	厚生省報告例の報告	市町村	〃	衛生行政に関係ある事業所施設の 経営主
26	〃	性病診療月報	保健所	〃	保健所長
27	〃	予防接種月報	市町村 村場	〃	〃
28	28. 9. 7	種痘成績月報	〃	〃	〃
29	〃	結核予防接種月報	保健所	〃	〃
30	〃	結核健康診断月報	〃	〃	〃
31	〃	保健所事業成績月報	〃	〃	〃
32	28. 9.16	第7回被保護者全国一斉調査	市地務所	社会課長	保護世帯の他計調査(調査員)
33	28.10. 1	家畜家禽飼養実態調査	〃	畜産課長	抽出世帯主
34	28.10.26	住宅に使用される畳の種類に関する 調査	市地務所	建築課長	調査員による聞き取り調査
35	28.11.10	労働争議月報	市地務所	労政課長	労政事務所長
36	〃	労働組合基本調査	一	〃	全労働組合
37	29. 4. 6	昭和29年職種別民間給与実態調査	一	人事委員会 事務局長	抽出事業所の面接調査
38	29. 6.30	精神衛生実態調査	保健所	予防課長	抽出による4地区のうち精神障害者 に対し調査員の实地調査
39	29. 7.23	副業関係品生産実態調査	市町村 村場	農務課長	副業農家非農家の経営主



(統) (計) (用) (語) (の) (解) (説)

【**国勢調査**】 言葉本来の意味は国勢全般に関する調査を指し、いわゆる〔センサス〕の訳語であるけれども日本にお

ける従来の慣例によれば、統計法において、(いわゆる全国民について行う人口に関する調査)を国勢調査と称し、5年毎に10月1日を期し実施している。すなわち国勢調査は一種の人口静態調査でその対象は現在人口とその属性であり、常住人口、本籍、人口出生地人口、屋間人口等が含まれる。これは各個人をその調査時点において現在する地区に所属させながら調査することになる。この調査は一定の時に、一定の場所に在る者を1人の脱漏、重複もなく実施するので最も正確な人口が把握されるわけである。

【**常住人口**】 平常居住している地区に所属させて調査した人口。すなわち、常住人口=(現在人口)+(一時不在人口)-(一時現在人口)

【**本籍人口**】 本籍地に所属させて調査した人口。

【**屋間人口**】 屋間の業務場所に所属させて調査した人口

【**出生地人口**】 出生地に所属させて調査した人口。

【**人口静態**】 不断に変動して止まない人口を特定の瞬間にとどめて観察したもの。一般に特定の日時を定めて行われる人口調査はこの種の人口を捉えるわけである。

【**人口動態**】 不断に変動する人口現象を動的に観察したもの。例えば出生、死亡及び移動、結婚、離婚、疾病等による変化の状態をさすわけである。

【**推計人口**】 基準年次の人口に対し、その年の出生、死亡、転出入等の事実又はその推計数等を加減して算出した人口。

【**安定人口**】 与えられた一定の人口において、一定の出生力(母の年令別女兒出生率)と年令別死亡率とを不変と仮定すれば相当年数を経過しても、この人口は固定した自然増加率と年令構成を有する安定人口となるわけである。すなわち、この人口を**安定人口**という。

【**世帯**】 世帯には普通世帯と準世帯とがある。**普通世帯**とは住居及び家計を共にする者の集りをいい(一人で独立して家計を営む場合を含む)、**準世帯**とは寄宿舎、病院、旅館、下宿屋、合宿所、船舶等について家計を共にしているものをいう。

【**農家**】 耕種、養蚕、養畜(養蜂、養禽を含む)のうちいずれか一種以上を営む世帯で次の最低規模以上のものをいう。但し、最低規模に満たなくても年間の農産物販売額の合計が1万円を超えるものをいう。(経営規模面積は単作地帯(東日本)で1反歩、二毛作地帯(西日本)で5畝歩、特に本県としては茨城県農業基本調査規則により5畝以上のものと定めている。

【**準農家**】 会社、組合、学校、試験場等農家以外のもの で農業を営み、その生産物を販売に供するものをいう。

【**農家人口**】 農家に在つて生計を共にする世帯員(家族及び年雇等)をいう。

【**農用地**】 農家が使用するすべての土地をいう。すなわち、耕地、宅地、採草地、放牧地等

【**耕地**】 農用地のうち直接耕作の目的に供する土地をいへ休閒地及び畦畔もこれに含まれる。

【**田**】 水を灌える設備をもっている耕地(主として水稻を作付するが、わさび、いも等も栽培される)をいう。

【**畑**】 水を灌える設備のない耕地をいう。

【**樹園地**】 永年性の作物が集团的に栽培されている耕地をいう。

【**農業手形**】 農村金融のために営農資金を導入する措置として、昭和28年から行われている制度で農民が政府に対する米の供出代金を見返りとして約束手形を発行し、農業協同組合又は小売業者から生産資材を掛買することができる。これの決済期間は最大11カ月でこの割引(年10.22%)は農林中央金庫で行っている。

【**農村物価指数**】 農村物価賃金調査による各商品(224品目)価格の基準年次価格に対する指数を基準年次における現金取引額のウェイトにより加重算術平均して算出したものである。

【**指数**】 一般には同種の統計数字の比較を容易にするために計算される統計比例数の一種である。例えば、国勢調査において昭和22年の人口(A)を100とし、昭和25年の人口を(B)とすれば、 $\left(\frac{B}{A} \times 100\right)$ が(B)の指数となるのである。然し異つた性質の統計集団(例えば異つた職業の人口比較の場合)においても用いることがある。